

東京圏（第16回）・関西圏（第13回）・新潟市（第7回） 国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1. 日時 平成29年4月20日（木）17:50～18:32

2. 場所 中央合同庁舎8号館 講堂

3. 出席

山本 幸三 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

小池 百合子 東京都知事

熊谷 俊人 千葉市長

篠田 昭 新潟市長

井戸 敏三 兵庫県知事（代理：柳瀬 厚子 兵庫県理事（地域創生・女性担当））

木村 恵司 三菱地所株式会社 取締役
（代理：井上 俊幸 開発推進部長）

平野 俊夫 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 理事長
（代理：島田 義也 理事）

本庶 佑 公益財団法人 先端医療振興財団 理事長
（代理：藤原 政幸 常務理事）

松本 洋平 内閣府副大臣

堺屋 太一 内閣官房参与

坂村 健 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

鈴木 亘 東京特区推進共同事務局長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

竹内 重貴 内閣府地方創生推進事務局企画調整官

4. 議題

（1）認定申請を行う区域計画（案）について

(2) その他

5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画(案)

資料1-2 新潟市 国家戦略特別区域 区域計画(案)

資料1-3 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画(案)

資料2 東京都提出資料

資料3 千葉市提出資料

資料4 新潟市提出資料

資料5 兵庫県提出資料

資料6 国家戦略特区に係る広報について

(原国家戦略特区ワーキンググループ委員提出資料)

参考資料1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

参考資料2 各地の国家戦略特区の最近の動き

○竹内企画調整官 それでは、ただいまより「東京圏(第16回)・関西圏(第13回)・新潟市(第7回)国家戦略特別区域会議合同会議」を開催いたします。

出席者につきましては、参考資料1を御参照ください。

初めに、山本大臣より御発言をお願いいたします。

○山本大臣 どうも、皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、新年度第1回目の区域会議でございますが、東京圏、関西圏、新潟市の3つの区域の計画の審議を行います。

特に東京都の「テレワーク推進センターの設置」、千葉市の「粒子線治療の研修に係る特例」、兵庫県の「外国人家事支援人材の受入れ」、新潟市の「特区民泊」など、それぞれの自治体が初めて活用するメニューを数多く審議いたします。また、各自治体から新しい御提案もいただけるものとお聞きしております。

現在、国会では、各自治体からの意欲的な規制改革提案を実現するための改正国家戦略特区法案が審議中となっております。早期成立を図り、具体的な事業がいち早く行えるよう努力してまいりたいと思います。

限られた中ではありますが、有意義かつ忌憚のない審議をお願い申し上げる次第でございます。

ありがとうございます。

○竹内企画調整官 山本大臣、ありがとうございました。

プレスの皆様、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○竹内企画調整官 それでは、議題(1)の区域計画案につきまして、審議いただきます。

まず、東京圏の計画案について審議いたします。資料1-1を御覧ください。

○藤原審議官 それでは、事務方より資料1-1に基づきまして御説明申し上げます。

2(11)都市公園法の特例でございます。こちらは東京都の案件でございます。

本特例は、これまでに全国で合計15事業を認定しております。これにより、設置した自治体の待機児童数の約半分が削減するという大変大きな効果が見込まれております。特に、今月1日に行われました荒川区の汐入公園内のにじの森保育園の開所式には松本副大臣と小池都知事が出席されました。今回の区域計画では、新たに江東区の都立木場公園、杉並区の都立和田堀公園、足立区の都立東綾瀬公園がそれぞれ平成30年の開設を予定しております。

続きまして、千葉市の案件でございます。2の(20)で、粒子線治療の研修に係る入管法の特例でございます。

一昨年、これは兵庫県で活用いただいておりますが、全国で2件目の活用となります。具体的には、研究開発の研修を受ける外国の医師あるいは技師などにつきまして、その在留期間を現行の1年から2年にするものでございます。粒子線医療の普及、そして、日本製の関連システムの輸出促進というものに貢献するものでございます。

また東京都の案件に戻っていただきますが、4の(2)の「東京開業ワンストップセンター」でございます。

平成27年4月に開所した「東京開業ワンストップセンター」、港区のJETRO本部内に設置しておりますが、これまで2年間で約200件の申請を受け付け、また、相談などの利用件数が4,400件にも上っております。2月の特区諮問会議で認定しております、今月に開所しております渋谷のサテライトセンターも順調で、多くのベンチャー企業が集まる渋谷で、テレビ電話システムを通じて相談ができるということでございます。このたび、その第2弾として丸の内サテライトセンターを新たに設置するという事で、さらなる起業・開業の促進が期待されるところでございます。

4の(3)の「東京テレワーク推進センター」でございます。

この区域会議のもとに設置いたしますが、本件は昨年10月に立ち上げました東京特区推進共同事務局、事務局長の鈴木様にもおいでいただいておりますが、こちらで議論し、実現に至る方向ということで、初めての共同事務局の成果と言えらと思います。

これは国会で現在審議中の、先ほど大臣からもお話がございましたが、改正特区法案にも規定しておりますが、先ほどの「東京開業ワンストップセンター」と同様に、法施行を待たずとも先行して設立するということが可能でございますので、今回、区域計画案に記載させていただいております。7月に飯田橋にセンターを設置して、テレワーク導入に関する情報提供、相談などの援助を総合的に行っていくということでございます。また、今後の事業実施に伴い必要な規制・制度改革についてもあわせて検討していくこととなります。

事務局からは以上でございます。

○竹内企画調整官 それでは、小池都知事より御発言をお願いいたします。

○小池知事 東京都知事の小池百合子でございます。本日も東京圏国家戦略特別区域会議にお招きを賜りまして、まことにありがとうございます。

今日、私のほうから三題断でまいりたいと思っておりますけれども、今も既に要約を御紹介いただいたとおりでございますが、資料2の東京都提出資料を御覧いただければと思います。

第1点でありますけれども「働き方改革」の起爆剤として、今回は「東京テレワーク推進センター」を全国で初めて設置しようというものでございます。

このセンターでは、東京しごとセンター、ハローワークなどが集積しております飯田橋に7月中に設置をするという流れでございまして、今後、国との連携で、テレワークの導入に関してさまざまなサービスをワンストップで提供していきたい、このように考えております。

例えばテレワークの体験コーナーでございますが、パソコンを使って対話をしたり、ビデオ会議などを実際に体験していただく。そして、国のブースではコンサルタント派遣などのサービスが受けられるようになるということでございます。

それから、東京都におきましては、ワーク・ライフ・バランスとは言わずにライフを先に出してライフ・ワーク・バランスと称させていただいているのですが、この同じフロアに「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」を設置することといたしておりますが、そこと相互に連携をすることでサービスのレベルアップを図ろうというものでございます。

2番目の話で「東京開業ワンストップセンター」についてでございます。

4月1日に開設いたしました渋谷サテライトセンターで、既に渋谷のベンチャーのさまざまな企業に加えて、インドとかシンガポールの方々にも御利用いただいているところでございます。さらにこのたび、2つ目のサテライトセンターを7月1日に丸の内に開設するというものでございます。

都の「TOKYO創業ステーション」と連携いたしまして、ビジネスプランの作成支援なども含めて、さまざまなサービスを提供していくという考えでございます。

3番目で、これが待機児童対策で、この特区を活用いたしまして、これまでもさまざまな成果が今、生まれつつございます。ありがとうございます。

そして、この都市公園内の保育所設置の特例で、今回は3つの区内の都立公園における活用で、これで特区によります保育所の定員が約1,200人ということになります。

先日、4月1日開設の都立汐入公園内の保育所、松本副大臣と御一緒いたしました。非常に森の中に囲まれた大変いい場所でございますし、また、屋上にはゲートボール場ができておりまして、世代を超えて交流ができるという工夫もされているという保育所でございます。

今後この制度を活用して、都内各地に保育所・保育園の輪を広げてまいりたいと考えております。

資料の4ページで、保育所もいろんなケースがございますけれども、既存のビルの事務

所を保育所に転用するという事で、今、国会に提出中の、小規模認可保育所特例の活用促進という、その観点からも、この既存のビルの事務所を保育所に転用するという事は大変意義のあることだと思えます。窓の採光、光をどうやって取り入れるかなどの工夫をすることによって、普通の事務所がこのように保育所に活用できるということでございます。

今回、保育所への転用の際にハードルとなり得る、建築基準法の採光規定の規制緩和を提案させていただきたく、ぜひとも御検討のほどをよろしく申し上げます。

それから、資料の5ページでございますが、今年度から東京都といたしまして、フィンテック分野などの「アクセラレータプログラム」を開始するという事でございます。

今後、プログラム参加者によります都内進出を活性化させていきたいと考えているのですが、プログラム終了の段階で在留資格の取得に必要な創業計画の提出を求めるのはハードルが高いと思われるわけで、このハードルをクリアするために在留資格の特例措置を提案させていただくというものでございます。この点もよろしくお願いを申し上げます。

最後、資料の6ページで、規制改革提案・既存メニューの活用の検討状況を御覧いただければと存じます。

以前お認めいただきました自動走行につきましては、今後、ハイレベルな実証実験の実施に向けて取り組んでまいります。その点につきましては鈴木事務局長のほうからも後ほど御説明をさせていただきます。

最後に、特区の制度など、規制緩和等々でそれらを活かさせていただきまして、国際金融の活動を東京都でより活発にしていこうということで、ブレイクジットもございまして、アメリカの新政権もございまして、世の中は動いておりますので、この際、東京に来たらいかかという、こういう広告を『ニューヨークタイムズ紙』に掲載いたしました。渋谷のスクランブル交差点をバックにして「WHY NOT TOKYO?」という形で、できるだけ海外からもこうやって人を取り込んでいきたい。特区制度に、そして皆様方に御検討いただいております規制改革等で、これからは首都の東京をしっかりと成長のエンジン役としての東京で頑張っていきたいと思っております。

御検討のほど、よろしくお願いたします。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

それでは、東京特区推進共同事務局長の鈴木事務局長、よろしくお願いたします。

○鈴木事務局長 ありがとうございます。資料の6ページを御説明させていただきます。

まず、規制改革の提案ということで、自動走行につきましては、現在、民間事業者と遠隔自動走行などの実証実験の実施に向けた調整を進めております。今後、ワンストップセンターの早期設置により、スピーディーに実施してまいりたいと考えております。

次に選択的介護でございますけれども、平成30年度からのモデル事業実施に向けて、想定される状況やニーズ、留意点、法的規制などについて、都と豊島区で共同で現在、介護事業者ですとか関係団体、学識経験者などへのヒアリングを実施しております。なお、豊島区では担当課長のポストを設置しまして、鋭意、この実現に向けて努力しているところ

でございます。

次に既存メニュー、下側で、特区民泊でございますが、現在、民間事業者が鉄道沿線の駅周辺での特区を活用した、面から線へという感じなのですけれども、事業展開を検討しております。今後、自治体における特区活用ニーズの喚起・普及に向けて取り組んでいくことが重要と考えております。

最後に、特区の住宅容積率の特例でございますけれども、現在、国際金融都市の実現に資する観点から、大手町・日本橋・兜町などにおける活用に向けて、鋭意、調整中でございます。

私からは以上でございます。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

それでは、千葉市の熊谷市長、よろしくお願ひいたします。

○熊谷市長 千葉市長の熊谷でございます。

初めに、ドローン宅配等分科会、技術検討会をはじめ、国家戦略特区の推進に当たりましては、山本大臣をはじめ内閣府の皆様方には多大なるお力添えをいただいております、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

資料3の千葉市提出資料を御覧ください。

1 ページ目、「診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業」についてでございます。

我々、千葉市の稲毛区には放射線、そして量子ビームと、物質や生命との相互作用における研究開発において、世界トップクラスに位置する「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」がございます。同機構と千葉市は包括的な連携のもとで広範な分野での相互協力関係を維持し、これまで科学技術交流や産学官連携に関する取り組みを進めてまいりました。東日本大震災時の福島原発事故の際も、放射線を気にする市民の方々に対して科学的知見に基づいた説明・対応について、御協力をいただいたところでございます。

同機構では、粒子線の治療に係る研修を目的として、海外の研究機関から多くの医師、診療放射線技師などを受け入れているところであります。今回、本特例を活用させていただいて、研修目的で入国・在留する場合の在留期間を最長1年から2年に延長し、研修を充実させることで、この千葉市の医療分野における地域社会の発展と人材の育成を推進するとともに、我が国の研究開発の国際標準化、海外への粒子線がん治療の普及、そして、日本製医療機器の輸出促進を図っていきたいと考えております。

次のページを御覧ください。千葉市におけるドローン宅配等の取り組み状況について、簡単に御報告をさせていただきたいと思っております。

昨年の4月、区域会議の下に「千葉市ドローン宅配等分科会」を設置して以降、2回の分科会と5回の技術検討会を開催いたしました。上空の気象観測試験や、都市部上空のLTE網を使った電波の測定など、実証実験も行ってきたところであります。

11月の第2回の分科会では、デモンストレーションにおいて、海上飛行などを含め、実際のドローン宅配をイメージした飛行を実施したところであります。このデモンストレーションを実施するに当たって、現状ではドローンによる人、車両、船舶を含む第三者上空

飛行が許可されていない状況でありますので、これはわずか700メートルの飛行でありましたけれども、これを避けるために協議した機関・団体が約20にも上るような状況でございます。本当に実証実験1つに数カ月かかる。こういう状況でございます。

千葉市が目指すドローン宅配の実現のためには、陸上では人、そして車両。東京湾海上では船舶等の上空飛行というものは必須でございます。そこで「第三者上空の飛行許可は必要」という提唱をさせていただきました。

これまでの取り組みから、実証実験を促進する環境整備の必要性を強く感じておりまして、改正法案における「日本版レギュラトリー・サンドボックス」についても大いに期待をしているところでございます。ぜひ、山本大臣を初め内閣府にもお力添えをいただきまして、引き続き野波座長を中心に実証実験を重ね、日本、そして都市部におけるドローン宅配等を実現したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

三菱地所の井上開発推進部長、お願いいたします。

○井上開発推進部長 今回の東京都の提案資料は、先ほど知事からも説明がございました東京駅前における「東京開業ワンストップセンター」のサテライトセンターの設置、あるいは在留資格の規制緩和によるフィンテック企業の誘致活性化が盛り込まれております。いずれも東京都が推進する国際金融都市の実現構想に貢献するものであり、民間事業者としましても高く評価しているところでございます。

今後とも、民間事業者としましては、国と都と地元区としっかりタッグを組んで、大手町から兜町地区までを海外の高度金融人材が集積するショーケースへと大改革してまいりたいと思っております。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

量子科学技術研究開発機構の島田理事、お願いいたします。

○島田理事 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の理事の島田でございます。

当機構では、重粒子線などによるがんの治療や放射線の人体影響、環境影響、そして量子ビームによる物質材料の開発、生命の研究、また、国際協定に基づくITER計画を中心にした核融合によるエネルギー開発の研究をしております。平和で心豊かな人類社会の発展への貢献を理念とし、世界トップクラスの量子科学技術研究プラットホームを通して、量子科学技術による調和ある多様性の創造の実現を目指しています。

昨年12月は、資料にありますように、国内4メーカー、住友、東芝、日立、三菱と包括協定を結び、第5世代量子線がん治療装置の開発ということ新たに産官学連携を進めていきます。本特例を活用することにより、外国人医師や診療技師の研修受入れが拡大し、日本製の医療機器、すなわち重粒子線治療装置であります。それを使用した長期間の研修により、粒子線治療に係る技術やノウハウの海外展開、また、我が国オリジナルな装置の輸出促進につながるるとともに、千葉市、ひいては日本発の医療技術の世界展開に貢献できるものと期待しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

続きまして、新潟市の計画案の審議に移ります。資料1-2を御覧ください。

○藤原審議官 資料1-2でございます。

2(9)、いわゆる特区民泊でございます。

本件は御承知のとおり、東京都大田区、大阪府・市、北九州市と実施しております。したがって、全国で5件目になります。新潟市からは今年13日にパブリックコメントを終了して、6月議会に上程する予定と伺っております。昨年10月に認定された北九州市と同様に、市街化調整区域において実施して、海外からの観光客の滞在、グリーン・ツーリズムの活動拠点を促進するということでございます。

以上でございます。

○竹内企画調整官 本件につきまして、篠田新潟市長より御説明をお願いいたします。

○篠田市長 本日は大変ありがとうございます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。新潟市が目指す特区民泊について御説明申し上げます。

新潟市は田園型政令指定都市ということで、都市部の周辺には広大な農業資源、そして、海水浴場、角田山、岩室温泉、あるいは酒蔵、ワイナリーなど、多様で豊かな田園資源、自然環境、地域の歴史文化を有しているということでもあります。その中でも各種農業体験、あるいは農家レストラン、植物工場などを中心に、郷土料理体験、地びき網体験、海水浴や登山、酒蔵見学など、これらの資源を楽しんでいただくグリーン・ツーリズムの活動拠点として特区民泊を活用させていただき、インバウンドも含めて交流人口の拡大につなげていこうとするものであります。

事業実施エリアは、市街化調整区域ということでもあります。事業実施者には観光事業者との連携を図り、民泊者にグリーン・ツーリズムを楽しむ機会を提供するよう、条例により求めてまいります。田園資源の豊かさや田舎暮らしを体感して、本市のファンとなっただき、将来的にはセカンドライフのステージとして新潟を選択していただけるよう、地方創生、移住促進の観点からも頑張りたいと思っております。

次のページをお願いいたします。本市ではさまざまな特区制度を活用して、本市の強みである田園資源をフル活用し、交流人口の拡大、地域の活性化を目指しております。

昨年春に特区で実現いたしました3件の農家レストラン、非常に好調であります。オープンから合計8万7,000人以上のお客様を集めている。また、20人以上の雇用を農村部で生み出しているということでもあります。今回は特区民泊を使いましてグリーン・ツーリズムの活動拠点をつくり、活性化を図ってまいりたいと思っております。

さらには、現在、御議論がなされている一般社団法人等への信用保証の運用についても、制度化されましたら直ちに活用させていただきたい。日本で2台しかないレストランバスを利用して、地域の農と食と文化をつなげながら、食文化創造運動を展開している一般社団法人など、さまざまな団体から使っていただき、活動の幅を広げてもらいたいと考えて

おります。

また、岩室温泉観光協会の事務局を担っておりますNPO法人が、岩室温泉と周辺地域の田園資源を絡めた旅行商品の企画・販売に意欲を示しており、こちらも制度化され次第、活用させていただき、グリーン・ツーリズムの活性化を加速させるなど、特区制度を効果的に使いながら地方創生に取り組んでいきたいと思っておりますので、山本大臣を初め内閣府の皆様の御指導をまたお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

続きまして、兵庫県の計画案の審議です。資料1-3を御覧ください。

○藤原審議官 資料1-3でございます。関西圏におきましては、1件の事業主体名の変更、それから、新たに1件の区域計画への追加がございます。いずれも兵庫県の案件でございます。

2(2)病床規制に係る特例でございます。

これは一昨年、3年前、平成26年9月に公益財団法人先端医療振興財団が計画認定を受けていたところでございますが、このたび、地方独立行政法人神戸市民病院機構が当該事業を譲り受けまして、30床の追加病床を整備することになりました。計画変更により、一層充実した体制が期待されるところでございます。

2(11)が外国人家事支援人材の受入事業でございます。

本事業は、御承知のとおり、神奈川県、大阪市、そして東京都において既に事業が実施されております。神奈川では先月から1社が事業開始、また、東京、大阪も来月以降、当面2社が順次参入しまして事業を開始する予定とお聞きしております。全国で4件目ということで、今回、兵庫県が手を挙げております。

以上でございます。

○竹内企画調整官 それでは、兵庫県の柳瀬理事、お願いいたします。

○柳瀬理事 兵庫県理事の柳瀬でございます。井戸知事が海外出張中のため、代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

兵庫県関係の案件につきまして、説明をさせていただきます。資料5の兵庫県提出資料をお願いいたします。

まず1ページで、家事支援外国人受入事業でございます。家事の負担を軽減し、女性を初めとした方々の活躍を推進するため、神奈川、大阪、東京に続き、兵庫でも同事業を実施するというものでございます。

認定をいただきましたら、内閣府様、関係省庁の御協力のもと、早急に準備を進めまして、本年7月を目途に事業を開始したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2ページの高度医療提供事業につきましては、先端医療振興財団から御説明させていただきます。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

藤原常務理事、お願いいたします。

○藤原常務理事 先端医療振興財団常務理事の藤原でございます。よろしく申し上げます。

2ページをお開きください。高度医療提供事業につきまして御説明させていただきます。

本事業は、病床規制の特例を活用して、神戸アイセンター内に眼科病院を開設し、iPS細胞を用いた網膜再生の臨床研究等を初めとする再生医療の実用化の促進を図るものでございます。このたび、当財団が持つ病院機能を地方独立行政法人神戸市民病院機構に統合することになりましたので、これに伴い、事業の実施主体を変更させていただきたいというものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

民間有識者の方々から御意見を賜りたいと思います。御意見はございますでしょうか。

坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 坂村です。

今、お話を聞いていまして、いろいろと進んでいるということに力強く思ったのですが、最初に思いましたのはテレワークです。今、プログラミングの教育がITの力を伸ばすために必要で、2020年から小学校から義務教育になるということが言われていますけれども、そのときの教員の不足問題を解決するためにテレワークが重要だと私は思っております。特に出産などで退職した女性技術者がテレワークを使って、自宅から教育をサポートするということは、女性の社会進出ともあわせて非常に有効だと思っています。

そのときに、具体的にどうやるのかで、このテレワークがうまくいかないとうまくいかない。もちろん、対面教育に関しての法規制も直さなければいけないということですが、そういう意味で、ほかの改革ともつながれば、これに対しては大変期待が持てるのではないかと。ワンストップでこういうことはいいことだと思います。ほかの政策とつなげることを、自治体として、東京都としても考えていただきたい。

2番目に、フィンテックを生活環境改善で誘致というのがあるのですが、やはり海外の企業にとってはフィンテックに関するビジネス規制自体が一番の関心事だと思うので、そのためにも経済関係のサンドボックスみたいなものを東京都から提案していただけたらいいのではないかと思います。

それから、待機児童対策とドローンについては、今まで何回も言っているのですが、まず待機児童対策で、建築基準法が問題だということで、その改善は大変大事な問題だと思います。空いているところできるようにしていくために、建築基準法に関しては直すところは直すと思いますが、そのほかにも見守りなどに最新のICT技術を使った補完で保育園運営に関する規制を緩和する方向で具体的にいろいろなことをやらないと、実際には人間もそこに関係する労働人口も減っていますから、いろいろなもので、特にICTで補完することは大事だと思います。

それから、ドローンなので、ドローンに関しては大量の事前協議をどう減らせるかというのは非常に問題だと思います。そういう意味で、サンドボックス特区といっ

でも、やはり地元を無視するわけにはいかないと思いますので、一括して協議できる仕組みみたいなものをつくらないといけない。何回もやらなければいけないということがあまりに大変だと繰り返し言われているので、そこが重要だと私は思いました。

それから、この後に原さんから、広報が重要だという話が多分出るのでしようけれども、広報はもちろん重要だということ、私は全くそのとおりで思うのですが、原さんが言っていないことを言いますと、何より、何を広報するかという戦略レベルの判断がどうしても国家戦略特区といいますか、政府全体ですら不足しているのではないかと私は思っていて、米国なんかですと、これは何回も官邸の会議でも私は言っていますけれども、連邦政府から、NASAから地方の幹部にも全部、広報専門担当官がいるのですよ。

特に、この国家戦略特区というものは、どちらかというと、これも私は何回も言っていますけれども、大陸法ではなくて英米法でいろいろなものの規制を、とにかくやってみて進めようというものですから、そういう意味でいきますと、上級レベルでの広報担当官がどうしても必要なのではないかなということを私は思っていて、やり方が日本と外国とは違うといっても、米国を見ますと、やはりいろいろ誤解する人たちも出てきてしまうので、大陸法に基づいている日本の中で、サンドボックス的に英米法にしようという国家戦略特区なのだから、広報というものはやはり米国式にやるべきではないかと私は思います。

何を広報するかという戦略で言えば、基幹になるのはやはりファクトです。これは小池知事ではないのですけれども、やはりファクトだと思うのですよ。いろいろな意見があり、それがどう活かされて、どういう結果になったかということを経験的に国家戦略特区で実験的に行うことで、従来できなかったことができて、こういう経済効果になったとか、そういうことを広報マン目線でわかりやすく話してくれる人がいないと誤解してしまう人がでると思うのです。何をやっているのかわからないということになってしまうのです。

ですから、これはやはり、東京都ももちろんですけれども、山本大臣の内閣府そのものでも広報は非常に重要だということで、何か言われたから答えるのではなくて、積極的にこっちからこういうことなのだということを、だから、それをやっているのは広報官という、アメリカなんかを見ているとみんな広報官が出てきて、ばあっとやりますね。それを例えば日本なんかだと、官房長官が政府のある意味で広報官みたいなことをおやりになっているのかもしれませんがあまりに大変。専門広報官を置くべきです。

もうちょっと広報だけの、官房長官が全部、決定の最高責任者が、広報もやるというのは大変すぎないか。そういうことで、やはり山本大臣のところにも広報官が必要だと思いますし、都知事のところにもやはりいて、そういう方が、どういうことで、どうなったのだということを前面に出て、広報のプロみたいな人がどんと言わないと、資料6を見ていて思ったのですけれども、こういうシンポジウムをやったり何とかというのでもいいのですが、これはこれで大事ではないとは言いませんけれども、やはりもっと根本的なところからどかんとやらないと誤解されてしまうのではないかという感じがしました。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

原委員、お願いいたします。

○原委員 ありがとうございます。

御提案をいただきました区域計画の提案に関しては、いつもいらっしゃる東京都を初め、意欲的な事業推進を進めていただいていることに改めて敬意を表したいと思います。

また、新しい提案もいくつかいただいております、特区のワーキンググループでもぜひしっかりと推進を進めて、実現できるように進めていきたいと思っております。

資料6の説明もここで申し上げてよろしいですか。

○竹内企画調整官 はい。お願いします。

○原委員 今、坂村先生からも広報についてのお話、既に御指摘ございましたが、国家戦略特区の広報・PRの重要性に関しては、今日いらっしゃる堺屋参与からもこれまで何度も御指摘をいただいております。これまでも取り組んできてはいるのですが、さらなる抜本的な拡充・強化が、今、坂村先生からもございましたように、必要なのではないかとということかと思っております。

年度明けのタイミングでもございますので、改めて問題提起できればということで、これまでのやってきていることの整理も含めてペーパーを用意いたしました。資料6でございます。

1点目に、広報の重要性。岩盤規制改革を進めていく上で、国民からの幅広い支持・支援が欠かせないということと言うまでもないかと思っております。また、この特区の成功事例を広報していくことによって、それぞれの事業の広報にとどまらず、ほかの地域で規制改革による経済成長、地域活性化に向けた取り組みを促していくということも含めて、日本全体への効果の拡大が期待できるということかと思っております。

2番目、最近の広報活動の実績に関しては、事務局でもサポートいただきまして、2枚目以降の別紙で詳細を整理してございます。

ざっと御覧いただきますと、1つはシンポジウムなどで、内閣府主催のシンポジウムを昨年度、一昨年度と開催しています。平成28年9月には小池知事、熊谷市長にもお越しいただいているわけでございます。

(2)のところで、地域単位での自治体主催のシンポジウムもいくつかなされていまして、養父市、次のページに行くと仙北市、愛知県で開催されているということでございます。

それから、テレビ番組で、これはいずれもBSなのですが、約1時間程度の番組で、仙北市、養父市の特区を紹介する番組の実績がございます。

また、そのほかにパンフレットやホームページでの特区民泊についての紹介といったこともなされているということでございます。

1ページに戻らせていただきまして、3番目、広報の強化で、ここは後ほど堺屋参与からもいろいろと御指摘があるかと思っておりますが、何点か先に申し上げますと、1つはシンポジウムの継続・拡充はやっていったほうがいいのかと思っております。小池知事を初めとして発

信力のある首長の方々にはぜひ御協力を賜って、また、地域単位での開催というものも拡大していけないものかということでございます。

それから、今日は鈴木共同事務局長にもお越しいただいていますが「特区の顔」として、今、坂村先生が言われたように、より広報に特化した形の方も必要なのかもしれませんが、そういった広報についてのお力添えもさらにいただけるといいのではないかと。

こうしたことを含めて、さらに広報の強化ができればいいのではないかと考えております。

以上です。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

ただいまの原委員の御説明に関連いたしまして、原委員からの御要請に基づき、本日は堺屋内閣官房参与に御出席をいただいております。堺屋参与からも御発言をお願いいたします。

○堺屋参与 ありがとうございます。

広報について、私もいろいろと研究しておりますけれども、「特区」は非常にいろいろなことをしておられる割に、国民にはあまり知られていないというのが最大の問題だと思います。

まず、広報を専門にやるような仕掛けをつくる必要があります。まず、巡回シンポジウムというものはやはりやりたいと思いますし、それから、テレビ番組を今、かなり長時間の番組をやっておられますけれども、短時間のものを地上波放送で10分間ないしそれ未満でも各特区をやるようなことも考えたいと思います。

また、特区でつくられたものを売るアンテナショップを東京や大阪につくっていただくようなことも考えていただきたいと思います。

それから、特区を代表するようなタレントさんを1人ずつ出して、どこそこといけばあの人というような感じのものをつくっていくのもいいでしょう。

また、大阪の梅田の北側に工事用の壁が10年間続くことがありますけれども、そういうところに、この特区を1つずつ紹介するようなイラストレーションを掲示。大体、10メートルほど幅があります。全部で50区画ぐらいありますけれども、そのうちでこの特区を紹介するようなイラストレーションをやっていただく。これは1区画100万円ぐらいでできますので、全部やったとしても大したことはございません。

そういうことを総合的にやるようなシンポジウムを各持ち回りでやる。そして、それを広報として訴えて、「特区が何をしているか、特区で何ができるのか」ということを全日本的に知らしめるような、そういう総合戦略、広報総合戦略を立てていきたいと思っております。そういうポジションを作っていただければとありがたいと思っております。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

松本副大臣、御意見はございますでしょうか。

○松本副大臣 特にありません。

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

それでは、ただいま御審議いただきました、これら3区域の計画案につきまして、本日の合同区域会議で決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○竹内企画調整官 ありがとうございます。

それでは、次回の特区諮問会議に諮った上で、速やかに認定申請の手続に入らせていただきます。

なお、特区法第8条第4項に基づきます事業者の追加募集手続についても並行して実施いたします。

最後の御紹介となりますが、今年1月から今日までの特区の動きについて、参考資料にまとめております。

今月2日には成田市の国際医療福祉大学医学部の入学式、開設記念式典がございまして、山本大臣に御出席いただきました。また、東京都、横浜市、福岡市、仙台市の6カ所で、全国で初めてとなる都市公園内の保育所が開所いたしました。後ほど御覧いただければと思います。

それでは、山本大臣より御発言をお願いいたします。

○山本大臣 どうも皆さん、活発な御議論ありがとうございます。

各特区の自治体や事業者の皆様から積極的に、頑張っておられるお話を伺いました。大変うれしく思います。

東京都の「テレワーク推進センター」は、優秀な人材の確保と生産性の向上によって産業競争力の強化につながることを期待しているところであります。

政府のほうも、テレワークデイをつくってやるということがこの前の閣僚懇談会で発表されたばかりであります。たしか、7月24日が今度、オリンピックの開会式の日になるのですか。したがって、7月24日をテレワークデイにするということで、全省挙げて取り組みますので、東京都のほうもそれに合わせて考えていただければ。また、このセンターもそれに間に合うように開設していただけると相乗効果が上がるのではないかと思います。よろしくをお願いします。

また、開業ワンストップセンターへのサテライト設置は大変素晴らしいことだと思います。小池知事と一緒に、国際金融センター東京を取り戻すためにしっかり頑張りたいと思いますので、ほかのこともぜひ御提案いただきたいと思います。我々も全面的に応援したいと思います。

千葉市の「粒子線治療の研修に係る特例」、兵庫県の「外国人家事支援人材の受入れ」、新潟市の「特区民泊」、いずれも活用困難な規制改革メニューを積極的に使っていただくもので、まさに知事や市長の高いリーダーシップの賜物でありまして、敬意を表するところでもあります。意欲的な区域が新たな規制改革メニューを活用して、特区の取り組みをますます活発化してくれていることを大変うれしく思います。

また、広報の大切さということが指摘されましたが、おっしゃるとおりだなと思います。これについては少し総合的な戦略をぜひ考えていかなければいけないと思いますので、改

めて検討させてもらいたいと思います。

今年度末までの2年間の集中改革強化期間も折り返し地点でありまして、関係者の皆様方にはさらなる取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○竹内企画調整官 ありがとうございました。

それでは、時間になりました。合同区域会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局より後日連絡いたします。

本日はありがとうございました。